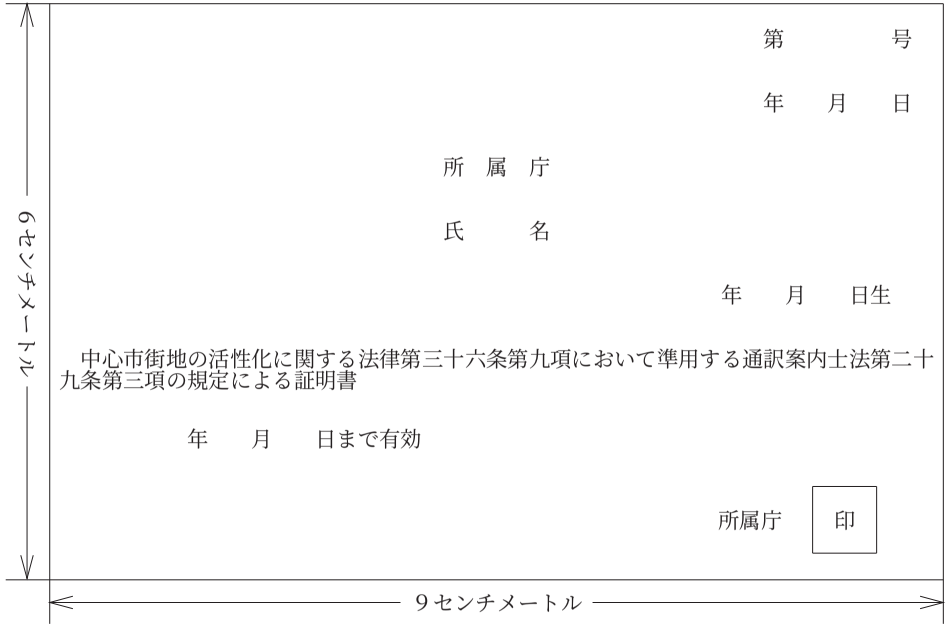
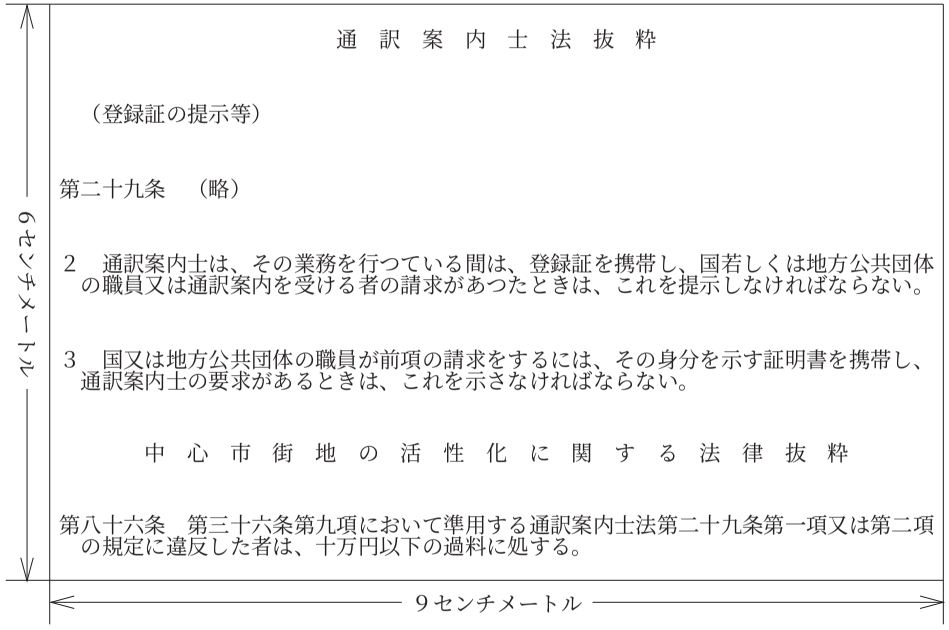
別記様式第七（第六十条関係）

（表面）



（裏面）



附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年七月三日）から施行する。

（地方運輸局組織規則の一部改正）

第二条　地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号中「地域限定通訳案内士」の下に「、中心市街地特例通訳案内士」を加える。

第三条第四号中「第七条第九項第二号の二中「地域限定通訳案内士」の下に「、中心市街地特例通訳案内士」を加える。

第三十三条第一項第七号中「第七条第九項第四号」を「第七条第十一項第四号」に改める。

第三十七条第一項第六号の二中「地域限定通訳案内士」の下に「、中心市街地特例通訳案内士」を加える。

第三十八条第一項第五号中「第七条第九項第四号」を「第七条第十一項第四号」に改める。

第四十七条第二十三号中「第七条第九項第四号」を「第七条第十一項第四号」に改める。

第五十条第十七号中「第七条第九項第四号」を「第七条第十一項第四号」に改める。

第五十一条第二十号の二中「地域限定通訳案内士」の下に「、中心市街地特例通訳案内士」を加える。

第五十九条第六号中「第七条第九項第四号」を「第七条第十一項第四号」に改め、同条第十一号の二中「地域限定通訳案内士」の下に「、中心市街地特例通訳案内士」を加える。

第百二条第四号中「第七条第九項第四号」を「第七条第十一項第四号」に改める。

第百二十二条第四号中「第七条第九項第四号」を「第七条第十一項第四号」に改め、同条第十一号の二中「地域限定通訳案内士」の下に「、中心市街地特例通訳案内士」を加える。

第百二十五条第十一号中「第七条第九項第四号」を「第七条第十一項第四号」に改め、同項第十九号中「地域限定通訳案内士」の下に「、中心市街地特例通訳案内士」を加える。